

## 平成 27 年 6 月株主総会における想定質問

株主総会における株主からの質問は多岐に亘りますが、その目的は自身の投資判断に役立てることにあると思います。

昨年株主総会における質問事項は、経営政策・営業政策、配当政策・株主還元、財務状況、リストラ・人事・労務、株価動向の順に多かったようです。この傾向は、近年変わっていません。平成 27 年 6 月の株主総会のトピックスとしては、会社法制関連、コーポレート・ガバナンスコード関連、会計・財務関連、時事問題関連等が予想されます。

ただし、以下の内容は公認会計士あるいは監査法人による監査が法定される 3 月決算の大会社を想定しています。

### 《会社法制》

新会社法及び新会社法施行規則が平成 27 年 5 月 1 日から施行されています。社外取締役の選任、監査等委員会設置会社への移行について、株主の関心が高いと思われます。

ご参考までに、過去のブログ記事をどうぞ。

### 社外取締役への期待

### 監査等委員会設置会社への移行検討

### 《コーポレート・ガバナンスコード》

平成 27 年 3 月 5 日に、コーポレート・ガバナンスコード原案が確定しました。平成 27 年 6 月 1 日からすべての上場会社に適用が開始されています。

大切なことは、株主との対話を重視し、自社にあった攻めのガバナンス体制を確立することです。

ご参考までに過去のブログ記事をどうぞ。

### コーポレートガバナンス・コード

## 《時事問題》

「食品の異物混入」の情報は、SNS による拡散または加熱報道により広く消費者に知られることとなります。企業が情報を隠ぺいしたり、消費者の利益に反する行動を取ったりすると、社会的批判を招いて信用を失ってしまいます。

異物混入の問題が生じないように事前の防止策を徹底することはもちろんのこと、万が一問題が発生したときには、適切な対応を迅速に取ることが極めて重要です。

不祥事への対応は、過去の教訓がたくさんあるにも拘らず、一向に改善していません。ごく最近でも、年金機構(年金情報の流出)、東京商工会議所(会員情報の流出)と枚挙に遑がありません。

ご参考までに過去のブログ記事をどうぞ。

## 日本野球機構が“飛ぶボール”でついたウソ



そこで、株主総会における想定質問を考えました。

### 【社外取締役を置く理由】

#### 質問例 ①

先程、事業報告の中で、当社において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明していた。本総会では、社外取締役の選任議案が上程されている。

社外取締役を選任することにした理由を説明してもらいたい。

#### 回答のポイント

今年6月の株主総会で社外取締役を選ぶのに、今年3月末に社外取締役を置くことが相当でない理由を合理的に説明することは、本来、困難です。

「今年になって、社外取締役として適任の候補者が見つかった。」という説明しかないでしょうか。

規定を確認します。

監査役会設置会社が事業年度末日において社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を定時株主総会において説明する義務を負います。（経過措置が設けられなかったため、6月総会であれば、今年から適用になります。）

また、事業報告にも記載します。

さらに、社外取締役の選任に関する議案を上程しない場合には、株主総会参考書類にも記載します。（新会社法の施行日前に株主総会招集手続きが開始されていれば、経過措置があります。）

「社外取締役を置くことが相当でない理由」について、法務省は、置かない理由や置くことが必要でない理由ではなく、社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすという事情のことでありとコメントしています。また、社外取締役の選任議案を上程する場合には、比較的簡潔な説明でよいともコメントしています。

本来、困難な説明になることは明らかなので、それほど心配する必要はないかもしれません。

## 【監査役の財務・会計に関する知見】

### 質問例 ②

監査役に財務・会計に関する知見がなければ、業務執行者に対する適切な監査・監督はできないと思うが、監査役の財務・会計に関する知見の有無について説明してほしい。

### 回答のポイント

コーポレート・ガバナンスコード原案において、監査役に財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任すべきとされています。

また、事業報告には、監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実を記載することとされています。

この記載がない場合には、株主から質問を受ける可能性があります。

回答に当たっては、監査役が財務・会計に関して特筆すべき知見を有していない場合であっても、適切に監査・監督できる体制にあることを説明できるように準備してください。その際、今般の会社法改正により、内部統制システムの監査役に関連する事項についても取締役会で決議すべき事項が拡充されている(新会社法施行規則第100条第3項各号)ことも踏まえて回答されるとよいでしょう。

#### 【プロジェクトに関する特別損失】

##### 質問例 ③

〇〇プロジェクトに関して、当期に〇〇億円の特別損失を計上しているが、本プロジェクトの今後の見込について説明してほしい。

##### 回答のポイント

プロジェクトに関して特別損失を計上している場合には、事業報告に説明がある場合はもちろんのこと、そうでない場合にも、会社の概括的な状況を理解する上で必要な情報であるので、その概要について説明義務を負います。

一方で、今後の見込については、その事実がインサイダー取引規制の重要事実になる可能性もあることから、未公表の重要事実を株主総会の場で説明しないように留意する必要があります。今後さらに損失計上が予想されるのであれば、早期に開示することが重要です。